

別冊（参考資料）

- ・ 議題2 . . . p1 ~ p9
- ・ 議題3 . . . p10 ~ p17

令和5年漁業権一斉切替にかかる変更点（共同漁業権）

① 第一種共同漁業権

漁業権番号	関係地区	変更内容
有共第1号	全地区	「うみほおずき」、「あおのり」を除外

② 第二種共同漁業権

漁業権番号	関係地区	変更内容
全漁業権	全地区	「桁網」を除外

令和5年漁業権一斉切替にかかる変更点（区画漁業権）

1) 新規区画

免許番号	養殖の種類	漁場の位置
有区第2103号	かき垂下式養殖	鹿島地先

2) 消滅区画

免許番号	養殖の種類	漁場の位置
有区第1143号	ノリひび建て養殖	本庄川みお筋（佐賀市）
有区第1137号	ノリひび建て養殖	本庄川みお筋（佐賀市）
有区第2001号	かきひび建て養殖	大浦地先
有区第2011号	かきひび建て養殖	大浦地先
有区第2014号	かきひび建て養殖	大浦地先
有区第3001号	もがいひび建て養殖	大浦地先
有区第3028号	もがいひび建て養殖	タカ洲
有区第5049号	あげまき養殖	船津川みお筋
有区第5050号	あげまき養殖	船津川みお筋
有区第5053号	あげまき養殖	早津江川みお筋
有区第6001号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6002号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6003号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6004号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6005号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6006号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6007号	くまさるぼう養殖	大浦地先
有区第6008号	くまさるぼう養殖	大浦地先

3) 区画の変更

整理番号	変更前		変更前		類似漁業権及び 新規漁業権の 別
	免許番号	養殖の種類	変更内容	免許番号	
1	有区第1228号	のりひび建て養殖	縮小	有区第1228号	のりひび建て養殖
	有区第2102号	かき垂下式養殖	拡大	有区第2102号	かき垂下式養殖

別図1
ノリ養殖区画

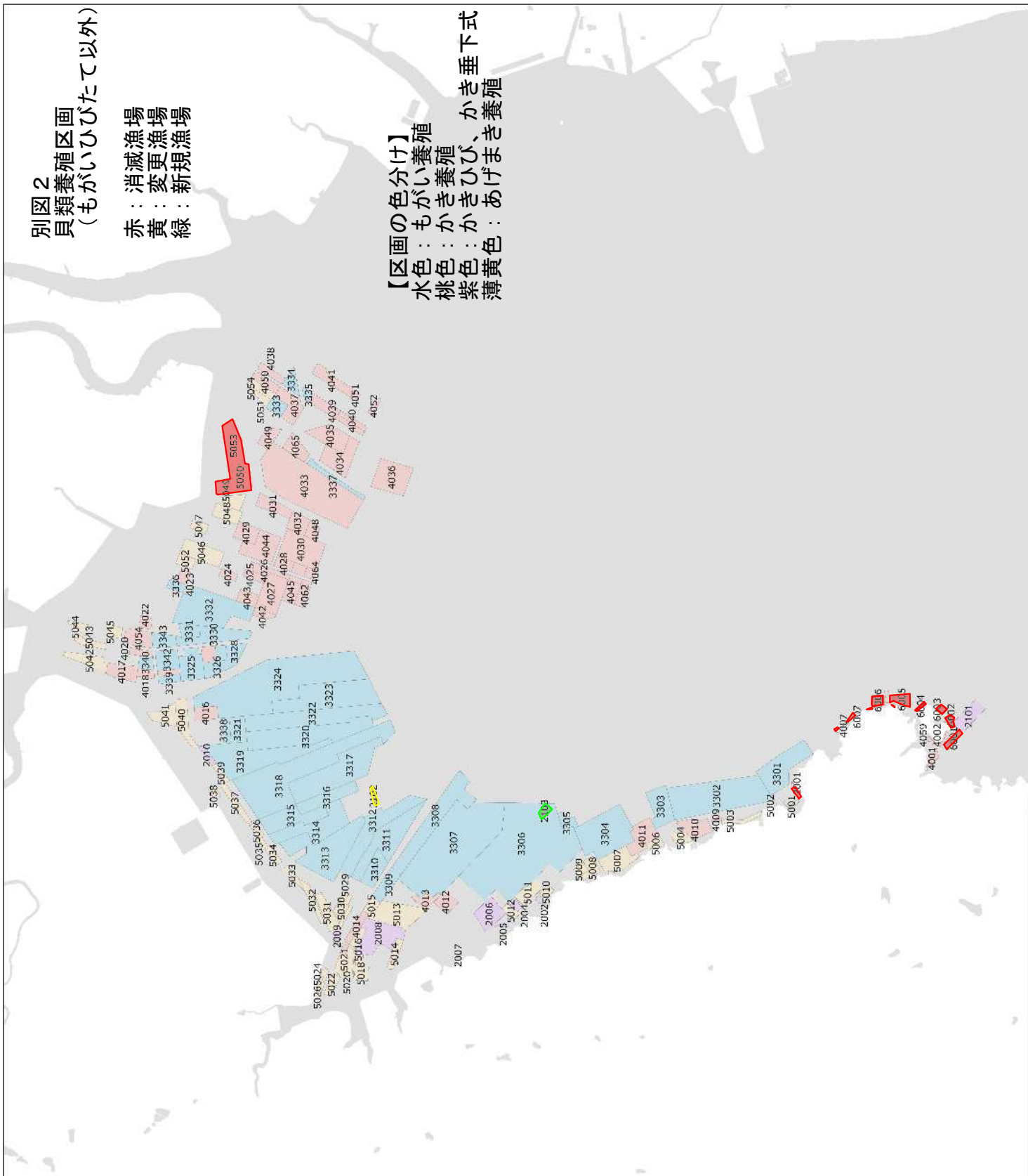
赤：消滅漁場
黄：変更漁場



別図2
貝類養殖区画
(もがいひびたて以外)

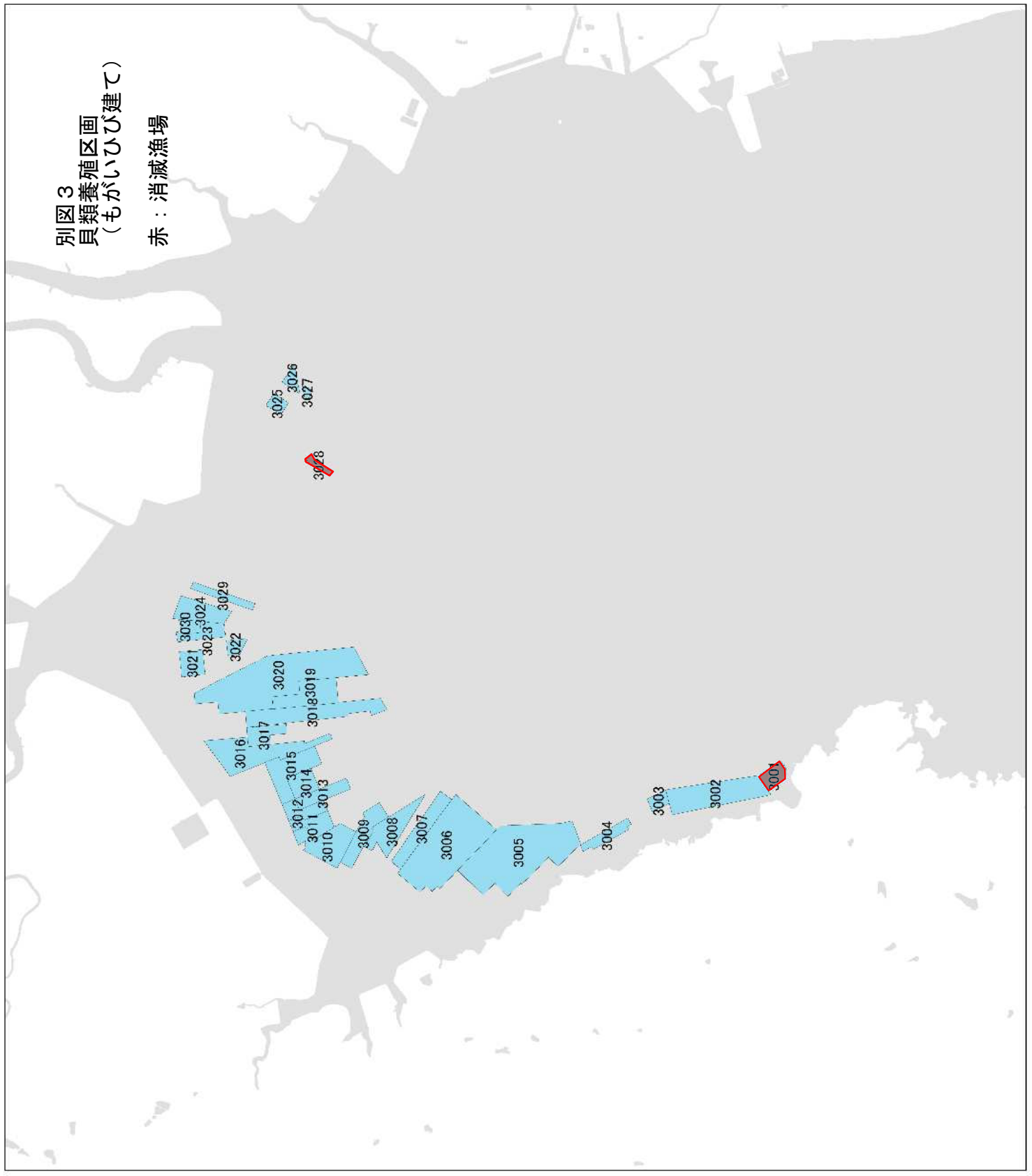
赤：消滅漁場
黄：変更漁場
緑：新規漁場

【区画の色分け】
水色：もがい養殖
桃色：かき養殖
紫色：かきひび、かき垂下式
薄黄色：あまぎ養殖



別図3
貝類養殖区画
(もがいひび建て)

赤：消滅漁場



HP 公表（案）

令和5年漁業権一斉切替に向けた松浦海区漁場計画（素案）に関する意見聴取について	
<p>現在免許されている共同漁業権、区画漁業権および定置漁業権については、令和5年8月31日をもって免許の存続期間が終了します。 そのため、県では、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づき、松浦海区漁業権漁場計画を作成します。 この海区漁場計画の素案に関して、同法64条第1項の規定に基づき、当該漁場において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。</p>	
1 定めようとする計画の題名	松浦海区漁場計画
2 計画の案	松浦海区漁場計画の素案
3 計画等の根拠となる法令等の条項	漁業法第62条、63条及び64条
4 公表する資料	(1) 次期漁業権にかかる資料 (2) 現行の漁業権にかかる資料 共同漁業権 (H30) (PDF: 1.25メガバイト) 区画漁業権概要 (H30) (PDF: 105.1キロバイト) 区画漁業権漁場図 (H30) (PDF: 614.8キロバイト) 定置漁業権 (H30) (PDF: 44.3キロバイト) 令和元年変更分 R1.11漁場計画 (追加・変更) (PDF: 1.08メガバイト) 令和2年変更分 R2.12漁場計画 (追加・変更) (PDF: 750.9キロバイト)

(3) 関係法令等

- 📄 [漁業法\(抜粋\)_0 \(ワード：17.1キロバイト\)](#)
- 📄 [漁業法施行規則\(抜粋\)_0 \(ワード：15.1キロバイト\)](#)
- 📄 [意見書および利害関係人の説明様式_0 \(ワード：44キロバイト\)](#)
- 📄 [漁場計画樹立基本方針\(松浦海区\)_0 \(PDF：160.4キロバイト\)](#)

5 素案の公示日

令和4年12月 日 (曜日)

6 意見提出期限

令和5年1月31日 (曜日)

7 意見等の提出方法

別紙の意見提出様式()にご記入の上、佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当まで、下記のいずれかの方法により提出してください。
電話での受付は致しませんのでご了承ください。
また、ご意見をご提出いただく際、題名は「松浦海区漁場計画の素案に関する意見」としてください。
なお、提出意見は日本語をご使用ください。

(1) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス：suisan@pref.saga.lg.jp 佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当宛て

(2) 郵送する場合

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

(3) ファックスを利用する場合

ファックス番号：043-221-3425

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当宛て

記載例

【意見提出様式】

佐賀県有明海区漁場計画案（素案）に対する意見について

令和4年〇〇月〇〇日

佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当宛て
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
FAX：0952-25-7274 メール：suisan@pref.saga.lg.jp
※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

【意見提出者】

①氏名（フリガナ） ※企業・団体の場合は、企業・団体名、 代表者並びに担当部署名及び担当者名	佐賀 太郎
②住所 ※企業・団体の場合は所在地	〒 佐賀県佐賀市〇〇町
③電話番号	0952-22-0000

【利害関係の疎明】

●●漁業協同組合に所属し、共第●号においてかご漁業、小型定置網を営んでいる。

※必要に応じ利害関係を示す書類を添付

【意見】

意見の内容

【意見提出様式】

佐賀県有明海区漁場計画案（素案）に対する意見について

年 月 日

佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当宛て
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
FAX：0952-25-7274 メール：suisan@pref.saga.lg.jp
※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

【意見提出者】

①氏名（フリガナ） ※企業・団体の場合は、企業・団体名、 代表者並びに担当部署名及び担当者名	
②住所 ※企業・団体の場合は所在地	〒
③電話番号	

【利害関係の疎明】

※必要に応じ利害関係を示す書類を添付

【意見】

意見の内容

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市セツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭

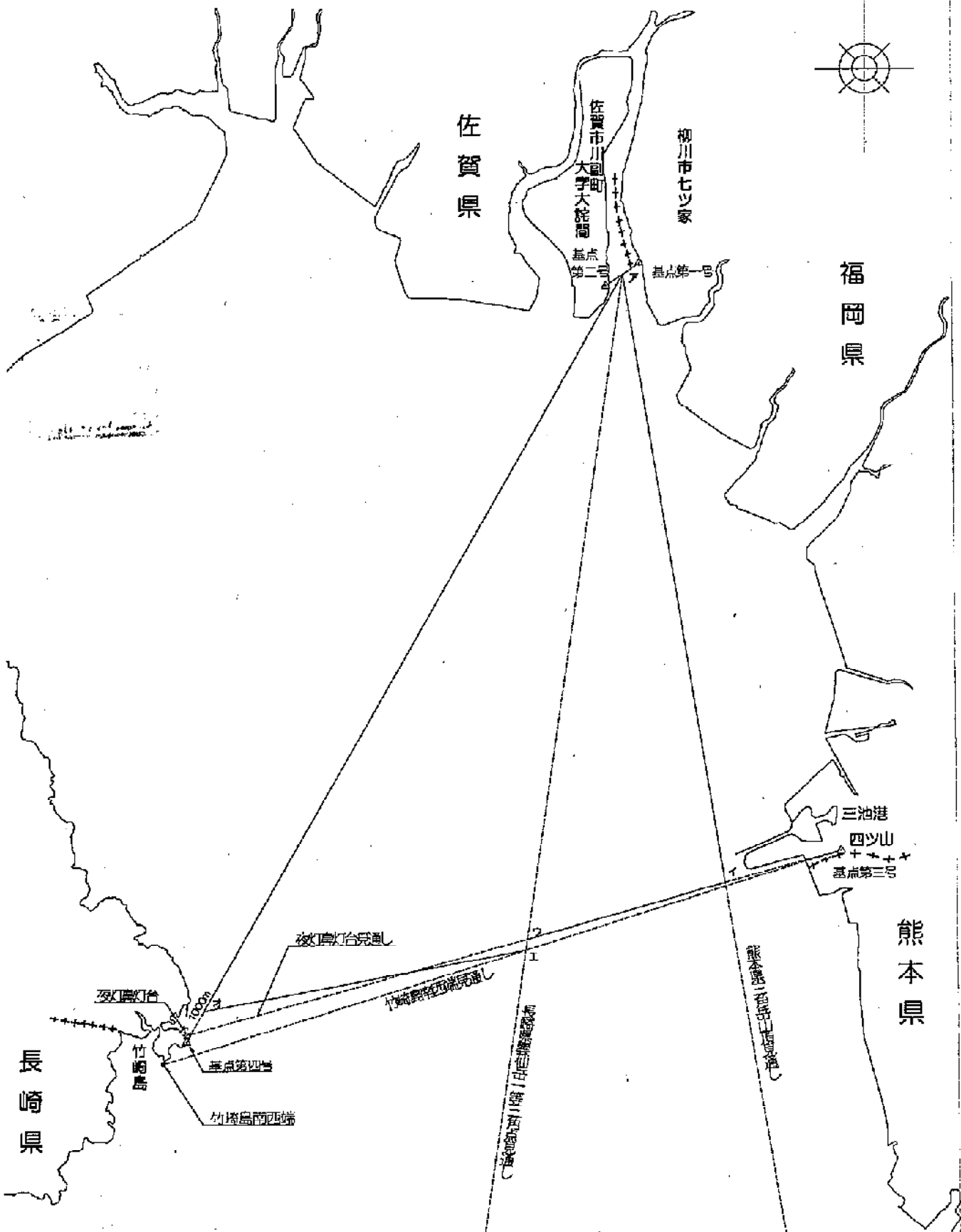
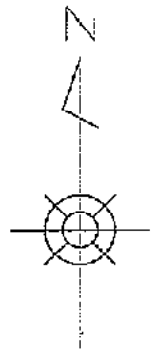


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓

